

No	提出社	議題	背景	想定される検討期間や成果物	その他	取り扱い
1	NTT東西	事業者間における、利用者への事業用途利用に対する注意喚起内容および方法の意識合わせ	電気通信事業法上の提供義務に配慮しつつ、今般の電気番号計画の変更を反映する具体的な運用を関係事業者と意識合わせをする必要があるため(事業者間で統一した対応を行うことにより、犯罪への牽制の効果も生じうると想定するため)	検討期間:数カ月、成果物:連絡会参加事業者から利用者への注意喚起案内文等		連絡会で検討
2	JUSA	改正規則の明確化 電気通信番号計画の変更 卸電気通信役務であることを特定した契約 ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定(みなし認定含む。以下単に「認定」という。)を受けていることを卸元事業者が確認すること ・卸契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件(以下単に「条件」という。)を遵守することについて留意すること 下線部分の明確化	運用次第で認定忘れ事業者の低減などの効果がでると期待している。一方でそれぞれの確認、合意について可となる基準・明確化が必要ではないか。外国法人等も対象となるため、より明確な指針が必要。	例えば運用のガイドラインなど、具体的に可となる基準・明確化が必要ではないか。	JUSAでは実態や変化に即した柔軟な運用とするため協会内でガイドラインのような運用マニュアルを作成することも検討したが、この連絡会で明確化できるのであれば幅広い関係者で議論できるためよりよいと考える。	連絡会で検討
3	JUSA	改正規則の明確化 電気通信番号計画の変更 上記以外の契約(提供先の電気通信事業の用に供される場合) ・契約約款等において、提供先に対して条件を遵守するよう提供元が求めること ・提供先が、特別の事情がない限り、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する旨、認定を受けている旨を提供元に申し出ること 下線部分の明確化	可となる基準・明確化が必要ではないか。(前項規則の明確化と同一)	例えば運用のガイドラインなど、具体的に可となる基準・明確化が必要ではないか。		連絡会で検討
4	JUSA	認定事業者リストの公表 公表する項目のより詳細化	認定取得を確認する必要があるため、確認する要求を満たせるように公表する項目を定めていただきたい。より厳格にするには、認定内容について総務省殿に対する問い合わせの仕組みが必要だがどう考えるのか。また、みなし事業者の確認をどのように行えるのか検討いただきたい。	・認定を受けた番号帯 ・電話転送役務の有無 については公表は必須ではないか。 ・更新日時 については新たな協議を行う際にその番号仕様計画認定が含まれているのかを推察する上で助けになるために検討いただきたい。	番号使用計画認定は、卸元事業者を区別せず、番号帯やその利用形態により認定されており、新たな取引を行う際に、その卸先事業者が正しい認定を取得しているのか確認することは困難。しかし、一方で、番号使用計画認定には他事業者との契約に関する情報も含まれているため、営業の秘密の確保の観点から、卸先事業者が認定書面やそれに準ずる詳細な情報を新たな卸元事業者に提示することは困難。前項もあわせ、新たなサービス・卸取引を行う際に、どのように「確認」することでこれらを確保すべきなのか、もしくはどこまで確認すれば、卸元事業者として責務を果たしたと言えるのか、より明確化できれば運用がしやすいとともに、運用レベルが各社で一致するため犯罪者集団の利用が困難になる可能性がある。	連絡会で検討
5	JUSA	電話転送役務にかかる本人確認方法の見直し	電話転送役務の本人確認書類が多すぎる。身分証明書類をより限定することはできないか。		犯刑法との連動が必須となる。事業法上のみ簡素化されてもあまり効果がない。連絡会の議題としてなじまないケースであれば取り下げます。	連絡会以外の場で扱うことを検討(番号制度のみでの検討は困難)
6	JUSA	固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件 品質確認のあり方検討、もしくは明確化と適用の厳格化	050IP電話の品質又はこれと同程度の品質を満たしていることの確認を行う。と規定されているが、050IP電話の同程度の品質という定義が不明確。大手通信事業者は携帯電話網を使った0AB-J電話転送サービスを提供し、通知音を挿入していないと考えられるが、この品質が050IP電話よりも同程度と判断している根拠が不明。(顧客のクレームにも同趣旨の主張あり) また、JUSA非会員事業者が提供する同様のサービスで通知がなされず番号通知がされているケースがあり、基準の不明確さが事業者間の競争の不正さを招いている状況が少なからずある。 通知音についてはJUSAが総務省殿・警察庁殿等に確認を行いながら共通音を定義、会員が利用しているが、導入後に顧客から相当数のクレームが発生している。これは以下によるもの。 ・一般的な回線には存在しない通知音が挿入されることを比較した不満。 ・非会員事業者の通知音を挿入していない事業者と比較して、(法令を遵守している)JUSA会員事業者が通知音を挿入していることに対する不満 ・通話冒頭を妨害することによる違和感・不満 ・あらたな通話料金負担が発生する不満 特に通話量が多い利用者(優良顧客)からのクレームが多い状況。努力して法令遵守する事業者が不利な状況に追い込まれている状況があることから、早急な改善が必要と認識。	通知音の制度を撤廃するか、基準の明確化、また全事業者への厳格な適用によって公平な競争環境としていただきたい。	連絡会の議題としてなじまないケースであれば取り下げます。	連絡会以外の場で扱うことを検討
7	JUSA	電話転送役務における緊急通報の実現に向けた議論	過去の議論で明らかになったとおり、緊急通報を規制で禁止しているのは主要国で日本のみ。電話転送役務は発信者の場所が担保できないという緊急通報の困難性がある一方、NET119など非保証型システム(網)による緊急通報を認める事例も出てきている。電話転送役務を使ったテレワーク向けサービス等の社会的役割は増しており、国民の生命財産を守る観点からも、これらの実現に向けた議論が必要であると考えている。協会はその実現に向けた議論が必要であるため緊急通報受理機関との議論の開始をお願いしているところ。 例えば、発信者の位置が確定できない緊急通報に関してはその旨を緊急機関が受信時に認知できるようにすることや、諸外国のようにディスプレイ方式を採用するなど、現実的で、可能な限り通報を実現するような方式も議論できると考えている。	JUSA・緊急通報受理機関との意見交換	連絡会の議題としてなじまないケースであれば取り下げます。	連絡会以外の場で扱うことを検討
8	JUSA	防犯の取り組みに関する効果測定	法令を守る事業者も含め事業者に対して規制を課していくことだけでなく、法令を守らない事業者を罰することで抑止を図る必要があるのではないかと。これはモラル・ハザードの防止や公正競争の実現においても重要。電気通信事業法にも電気通信番号の不適正な利用に関し罰則が課されている一方で、警察庁殿の情報によればまだに特殊詐欺等の不適正利用を多く発生させている事業者(不適正利用者への提供が主となる事業者)が存在していることから、これらへの対策、特に事業法違反による行政上の処分・告発等の取り組みが効果を上げているのか、数字をもって観察していくことが必要ではないか。	違反事業者に対する積極的な行政処分・告発等の取り組み 取組状況の効果測定	犯罪対策については当協会も積極的に協力していく所存です。連絡会の議題としてなじまないケースであれば取り下げます。	正式運用後の議題として扱うことを検討